

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び埼玉県標準委託契約約款第8条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）は、請負契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する工事又は委託（以下「工事等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

ただし、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事及び建設業法（以下「法」という。）第26条第3項ただし書きに該当する工事を除く。

（1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- オ 土木施設維持管理業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間
- カ 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

（2）一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事等）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（法第26条第3項に該当しない工事）
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により主任技術者の兼務が認められた工事
- ウ 建設工事に係る調査・測量業務委託または土木施設維持管理業務委託

2 現場代理人等が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の（１）から（３）を全て満たす場合とする。

ただし、１（２）イについては、同一の主任技術者が兼務している工事において兼務する場合に限る。

（１）兼務できる工事等の数について

２件までとする。

（２）兼務できる工事等の現場間の距離等について

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

① 同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所に隣接する市町村内

② 「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

（３）国又は地方公共団体が発注する工事等（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

3 入札公告等への明示

（１）常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

（２）常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

１（２）により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式１が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が埼玉県以外の場合は、受注者から様式１を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認することとする。

また、現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から様式２を提出させるものとする。

様式 1

現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工事（委託）名	
工事（委託）箇所	
契 約 金 額	
現 場 代 理 人 （現場責任者） 氏 名	
上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 令和 年 月 日 会 社 名 代表者名	

上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）については、 ・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する（工事／委託）の内容及び連絡先を報告してください。 ・ 兼務は認めません。 令和 年 月 日 発注機関の長

様式 2

現場代理人／現場責任者の兼務届		
(発注機関の長) あて		
工 事 (委 託) 名		
工 事 (委 託) 箇 所		
現 場 代 理 人 (現 場 責 任 者)	氏 名	
	資 格	
現場代理人 (現場責任者) の 連 絡 先	(緊急時連絡先)	
	(上記以外の連絡先)	
上記 (工事／委託) の (現場代理人／現場責任者) は、下記 (工事／委託) の (現場代理人／現場責任者／主任技術者 [専任・非専任]) と兼務します。 また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。 令和 年 月 日 受注者 住 所 氏 名		
兼 務 工 事 (委 託) の 概 要	工 事 (委 託) 名	
	工 事 (委 託) 箇 所	
	発 注 機 関 名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人 (現場責任者) の工事 (委託) について、兼務が可能であることが確認できる書類 (入札公告文又は現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書、主任技術者の専任緩和に係る照会兼回答書など) を添付すること。